

# 第1部

## 特殊関税制度の概要

第1部では、特殊関税制度（不当廉売関税、相殺関税、緊急関税、報復関税）の全体像を把握できるように、制度の概要、制度の法体系、発動要件・措置内容、我が国及び世界における発動実績について説明します。

## 1 特殊関税制度の概要

特殊関税制度は、不公正な貿易取引や輸入の急増等の特別の事情がある場合に、貨物の供給者又は供給国等を指定して、通常の間税のほかには割増の間税を賦課することにより、国内産業を保護・救済するための制度です。

ここで通常の間税のほかには割増の間税を賦課すると表現しましたが、間税が無税の品目も制度の対象であり、すべての輸入貨物が特殊関税の発動の対象になります。

なお、我が国では不当廉売関税等を総称して特殊関税と呼んでいますが、国際的には貿易救済措置 (trade remedy measures) と呼ばれています。

### (特殊関税の種類と目的)

特殊関税には次の4つの種類があります。

- ① **不当廉売関税**：不当廉売（ダンピング）された貨物の輸入により、その輸入貨物と同種の貨物を生産する国内産業に実質的な損害等が生じている場合において、国内産業を保護するため必要があると認められるときに課される割増の間税（“アンチダンピング関税”）
- ② **相殺関税**：外国において生産又は輸出について補助金の交付を受けた貨物の輸入により、その輸入貨物と同種の貨物を生産する国内産業に実質的な損害等が生じている場合において、国内産業を保護するため必要があると認められるときに課される割増の間税
- ③ **緊急関税**：外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化により特定の種類の貨物の輸入が増加したことにより、その輸入貨物と同種の貨物又は用途が直接競合する貨物を生産する国内産業に重大な損害等が生じている場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときに課される割増の間税（“セーフガード措置”）

- ④ **報復関税**: ある国においてWTO (世界貿易機関) 協定違反等があり、WTO 協定上の我が国の利益を守り又はWTO協定の目的を達成するため必要があると認められるときに、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸入貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課される割増の関税

## 2 特殊関税制度の法体系

特殊関税制度は、国際ルールであるWTO (世界貿易機関) の協定に基づき、国内法令に発動要件、発動手続等が定められています(図表1-1参照)。

WTOでは、「1994年の貿易及び関税に関する一般協定(GATT1994)」において、第6条に不当廉売関税及び相殺関税に関する規定、第19条に緊急関税に関する規定、第23条に報復関税に関する規定があります。これらの規定を受けて、制度別に詳細なルールを定める3つの協定(「1994年の関税及び貿易に

図表1-1 特殊関税制度の法体系

国際ルールに基づき、国内法令に特殊関税の発動要件、手続等を規定

国際ルール		国内法令等	
<b>WTO協定</b>		<b>関税定率法</b>	
<b>不当廉売関税</b>	GATT第6条 アンチダンピング協定	第6条 報復関税	* 報復関税等に関する政令 * 相殺関税に関する政令 * 不当廉売関税に関する政令 * 緊急関税等に関する政令
<b>相殺関税</b>	GATT第6条 補助金及び相殺関税に関する協定	第7条 相殺関税	
<b>緊急関税</b>	GATT第19条 セーフガードに関する協定	第8条 不当廉売関税	
<b>報復関税</b>	GATT第23条 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解	第9条 緊急関税	
		<b>政令</b>	<b>発動政令</b>
		対象貨物、供給者・国、課税期間、税率等について規定	
		<b>ガイドライン</b> (関係省申し合わせ)	(一部の発動政令に) <b>省令</b>
		<b>申請の手引き</b>	<b>通達</b>

※国内法令に規定がない事項については、WTO協定が直接適用される。

関する一般協定第6条の実施に関する協定(アンチダンピング協定)」、「補助金及び相殺措置に関する協定」、「セーフガードに関する協定」、及び1つの了解(「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」)があります。

他方、国内法令においては、前記のWTO協定に基づき、関税率法に「第6条 報復関税」、「第7条 相殺関税」、「第8条 不当廉売関税」、「第9条 緊急関税」の規定があり、その下に各制度に対応した政令が4つあり(「報復関税等に関する政令」、「相殺関税に関する政令」、「不当廉売関税に関する政令」、「緊急関税等に関する政令」)、発動要件、発動手続等の詳細が定められています。

実際に特殊関税を発動する際には、事案ごとにその都度、課税の対象となる貨物、供給者又は供給国、課税期間、税率等を定める政令(いわゆる“発動政令”)が制定されます。必要に応じて省令により取扱いの細部が定められるほか、財務省関税局長通達が発出されます。

さらに、運用指針として関係5省(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)で申し合わせたガイドラインが3つあり(不当廉売関税、相殺関税、緊急関税)、また、参考資料として、不当廉売関税について、「不当廉売関税(アンチダンピング関税)を課することを求める書面の作成の手引き(財務省、経済産業省)」があります。

## Column 1

### 関税とは何か

関税は、歴史的には古代都市国家における手数料に始まり、内国関税、国境関税というような変遷を経てきましたが、今日では一般に「輸入品に課される税」として定義されています。

関税は、他の租税同様、その収入は国庫収入となります。かつては、国家の財源として重要な位置を占めていました。国家間の経済交流が活発化し、貨幣経済が浸透する一方、国家の財政規模が巨大になり、国家の徴収体制が整備されるのに伴い、財源調達手段としての関税の意義は相対的に小さくなっていますが、厳しい財政事情の下でこれを適正に確保することは重要となっています。

他方、関税が課せられると、その分だけコストが増加し、国産品に対して競争力が低下することから、関税の国内産業保護という機能が生まれます。現在では、この産業保護が重要な関税の機能となっています。

(出所：財務省ホームページ)